



®環境省

エコアクション21



認証・登録証

認証・登録番号

0010123

認証・登録事業者

株式会社福永建設工業

広島県広島市西区観音本町1丁目16番22号

事業活動

土木構造物及び建築物の設計・工事監理及び施工、不動産開発、
産業廃棄物収集運搬、建設汚泥の中間処理

対象事業所

本社、工事部、西広島リユースセンター沼田工場、己斐資材置場、
東北支店、東北支店資材置場

認証・登録日

2014年7月3日

更新・登録日

2022年7月3日

有効期限

2024年7月2日

上記事業者は「エコアクション21ガイドライン2017年版」(環境省)の
要求事項に適合していることを証します。

一般財団法人 持続性推進機構

理事長

森本英香



COPY COPY COPY

2022年7月29日

エコアクション21認証・登録 更新にあたってのお願い

一般財団法人 持続性推進機構
エコアクション21中央事務局

この度は、エコアクション21認証・登録を更新いただき、誠にありがとうございます。更新にあたり、新しい認証・登録証の発行いたします。併せて、契約書1部（貴社分）をご返送いたします。

つきましては、下記の点についてご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

記

認証・登録期間

認証・登録証をご確認下さい。

中間審査の時期（地域事務局から事前にご案内致します）

更新・登録日の一年後を目処に受審して下さい。

更新審査（地域事務局から事前にご案内致します）

必要な更新手続（更新審査の受審、契約書の締結、認証・登録料のご納付等）も含め、有効期限までに完了して下さい。

環境経営レポートの更新

原則として毎年度作成して頂き、担当の地域事務局にお送り下さい。（地域事務局を經由して中央事務局に提出され、中央事務局のウェブサイト最新版として公表されます）

事業活動

対象活動範囲に変更、追加が生じた場合は、速やかに地域事務局にご連絡下さい。中間審査または更新審査の際に確認致します。

旧認証・登録証のご返却のお願い

更新前の認証・登録証は、中央事務局宛に2週間以内にご返却をお願い致します。

送付先：〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-17-7F

一般財団法人 持続性推進機構 エコアクション21中央事務局 宛

※2021年10月1日よりオフィスを移転いたしました

以上

(異議及び苦情等の申立)

第17条 甲は、認証・登録の判定又は認証・登録に係わる内容に対して異議又は苦情がある場合は、事由が発生した日より45日以内に、乙に文書によって申し出ることができる。

2. 乙は異議申立については、判定委員会を開催して審議する。

3. 前項の審議結果について、甲はさらに異議、苦情を申し出ることができる。再度の異議、苦情については、中央事務局運営諮問委員会において審議する。

(制度の変更)

第18条 乙は、本認証・登録制度の主要な変更事項は、その都度遅滞なく甲に通知する。

(契約期間)

第19条 本契約は認証・登録証に記載された有効期限まで有効とする。ただし第14条による認証・登録の取下又は第16条による認証・登録の取消の場合に、所定の手続きを経て認証・登録が失効したときは、本契約も同時に失効する。本契約が失効した場合であっても、第10条による乙の機密保持義務は継続する。

(管轄裁判所等)

第20条 甲及び乙は、本契約に関して訴訟を提起する必要がある場合は、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意し、準拠法は日本法とする。

(協議)

第21条 本認証・登録制度に係わる事項に関し、甲乙両当事者間で疑義又は紛争等が発生した場合は、甲乙両当事者間で十分協議の上、その解決に努力する。

2. 本契約の各条と異なる事項又は本契約に定められていない事項等が生じ、甲乙両当事者間で協議し合意した場合は、別途覚書を締結する。

エコアクション2.1認証・登録制度に基づく認証・登録契約書

株式会社福永建設工業（以下「甲」という）と一般財団法人 持続性推進機構（以下「乙」という）は、乙のエコアクション2.1認証・登録制度に基づき、認証・登録契約を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 甲乙両当事者は、エコアクション2.1認証・登録制度（以下「認証・登録制度」という）における甲のエコアクション2.1に係る認証・登録の維持及び管理について円滑な運用を図ることを目的として、中間審査及び更新審査の実施、認証・登録証及びエコアクション2.1ロゴマークの使用条件、認証・登録の取下、一時停止及び取消並びに異議、苦情等への対応に関する遵守すべき事項について、本契約を締結する。

(適用範囲)

第2条 本契約の適用範囲は、乙より甲に対して発行した認証・登録証に記載された範囲に適用する。

(実施要領及び規程の遵守)

第3条 甲は乙の定めた「エコアクション2.1認証・登録制度実施要領（以下「実施要領」という）」及び「エコアクション2.1認証・登録手続規程（以下「手続規程」という）」を承諾し、これを遵守しなければならない。

(認証・登録の維持の方式)

第4条 認証・登録の維持は更新審査方式とする。更新審査方式では、甲は、乙の認定したエコアクション2.1地域事務局が選任したエコアクション2.1審査員（以下「審査員」という）の審査を受審する。甲は乙の定めた規程に基づき、有効期限内（登録日から2年間に登録日（又は更新日）の1年後に中間審査、2年毎に更新審査を受審する。従って、2年間で1回の中間審査と1回の更新審査を受審する。

2. 中間審査及び更新審査においては、環境省が策定した「エコアクション2.1ガイドライン（以下「ガイドライン」という）」の要求事項への適合を審査する。

(中間審査及び更新審査)

第5条 中間審査又は更新審査の実施に当たっては、審査員は甲と協議の上、原則として1か月前にその確定日程を甲に通知する。なお、更新審査は認証・登録証に記載された有効期限以前に実施する。

2. 甲は、審査員が中間審査又は更新審査のために甲を訪問し、認証・登録証に記載されている範囲の関連施設等に立ち入ること、並びにエコアクション2.1の維持及び管理に関する活動状況の検証及び活動状況等の記録を確認することについて便宜を図る。

3. 中間審査及び更新審査の審査費用及び旅費は、甲が審査員の請求により、直接、審査員に支払うものとする。

(中間審査/更新審査の判定)

第6条 乙は、審査員の中間審査の実施結果により、ガイドラインの要求事項に基づくエコアクション2.1が維持及び管理されていると判定した場合には、甲の認証・登録を継続する。また、更新審査の実施結果によりエコアクション2.1判定委員会（以下「判定委員会」という）で甲の認証・登録の継続を決定した場合は、認証・登録を更新し、新たな認証・登録証を発行する。

2. 乙又は審査員は、中間審査又は更新審査により重大な不適合を発見した場合は、甲に対しその是正計画書、及び是正処置結果に関する報告書の提出を求め、その是正処置結果を再度の現地審査より確認し、判定委員会において認証・登録の継続の可否を判定する。

3. 乙は、第2項のうち、是正処置結果が不十分、もしくは実施されていないと判断した場合には、甲の認証・登録の一時停止又は認証・登録の取消しを行うことができる。

4. 乙は、認証・登録の一時停止後、甲からは是正処置完了の通知があったときには、速やかに審査員による特別現地審査を実施してその確認を行い、是正処置が満足な場合には認証・登録の一時停止措置を解除する。

上記契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲乙両当事者が記名押印の上それぞれ1通を保有する。

2022年7月3日

甲： 広島市西区観音本町1丁目16番22号

株式会社福永建設工業

代表取締役 福永大作

認証・登録番号： 0010123

乙： 〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-17-7F

一般財団法人 持続性推進機構

理事長 森本英香

5. 乙は、中間審査又は更新審査により軽微な不適合が発見された場合には、甲から是正計画書の提出を求め、次回の審査によって、その是正処置の実施状況を確認する。
6. 再度の現地審査及び特別現地審査の審査費用及び旅費は、甲が審査員の請求により、直接、審査員に支払うものとする。
7. 認証・登録証に係わる業務内容の大幅な変更、環境に係わる法規制の変更など甲の環境経営システムに大幅な変更がある場合には、甲は、別に定める「認証・登録内容変更申込書」又は同等の文書により乙に連絡する。審査員は当該変更を中間審査又は更新審査時に確認し、審査する。

(要望及び苦情等の記録)

第7条 甲は、利害関係者より受けた苦情及び是正処置の記録を保管し、乙又は審査員の要求があるときは速やかにこれらの記録を開示しなければならない。

(認証・登録証の発行及び回収)

第8条 乙は、認証・登録の更新に伴い、認証・登録料の振込確認後、甲に新しい認証・登録証を発行する。また、甲は、この認証・登録証を入手した時点で、乙に旧認証・登録証を返却する。

(認証・登録料)

第9条 乙は甲に対し、認証・登録料について、それぞれ所定の時期に手続規程に定める料金表に基づいて請求し、甲は振込手数料を負担の上、銀行振込にて支払う。なお、乙は一度受領した認証・登録料は返還しない。

2. 乙は認証・登録料金表の改定を行った場合には速やかに甲に通知する。

(機密保持)

第10条 甲が既に公開している企業情報、乙がホームページ等で公開する認証・登録関連情報及び環境経営レポートを除いて、業務上知り得た情報及び入手した業務に関する情報について、乙はその機密を保持し、これらを第三者へ開示しない。ただし、法的要請による場合は、甲に事前に通知し情報を開示する。乙の機密保持は本契約終了後も継続する。

(安全の確保等)

第11条 甲は、審査において審査員が立ち入る可能性のある場所について、安全の確保及び立入禁止場所の指示を行う。なお、審査員の不注意を除き、万一審査員が危害を受けた場合には、審査員は甲に対してその損害の賠償を求めることができる。

(認証・登録証及びエコアクション21ロゴマークの使用)

第12条 甲は、次の条件のもとで認証・登録証を掲示し、乙のエコアクション21ロゴマーク（以下「EA21ロゴマーク」という）を使用することができる。

- i. EA21ロゴマークの商標権は環境省が保有し、乙はその許諾に基づきEA21ロゴマークを使用する。甲は、EA21ロゴマークの使用に関して、乙の規定する「エコアクション21ロゴマーク使用規程」を遵守しなければならない。
- ii. 甲はこれを第三者に譲渡又は貸与することはできない。
- iii. 認証取得について新聞・雑誌等での発表、あるいは看板等への掲示を行う場合には、認証・登録範囲を明示し、誤解が生じないようにしなければならない。
- iv. EA21ロゴマークについては、認証・登録の範囲内で甲のパンフレット、レターヘッド等に表示することができるが、製品自体にこのマークを付けることはできない。

(認証・登録改訂内容の公表・通知)

第13条 乙は、甲の認証・登録証の記載内容が改訂された場合は、乙のホームページ等に改訂内容を公表する。

(認証・登録の取下)

第14条 甲は、書面にて乙に通知することにより、認証・登録を取り下げることができる。

2. 認証・登録の取下の場合、甲はEA21ロゴマークの使用を速やかに中止するとともに、乙に認証・登録証と認証・登録パネルを返却する。
3. 甲が認証・登録を取り下げた場合であっても、乙は既納の認証・登録料の返還はしない。

(認証・登録の一時停止及び解除)

第15条 乙は、以下の事項が明らかになった場合、判定委員会の審議の上、期限を定めて甲の認証・登録を一時停止することができる。その際、乙は、認証・登録証の一時回収及び乙のホームページ等での認証・登録公表の中止を行い、甲はEA21ロゴマークの使用及び認証・登録の公表を速やかに中止する。

- i. ガイドラインに定める要求事項に関する重大な不適合に対して、必要な是正処置がとられていない場合
- ii. 以前に実施した審査での不適合に対して、甲が同意した是正処置が正当な理由なく実施されていない場合
- iii. EA21ロゴマーク使用規程及び使用規則に反する使用が行われていた場合
- iv. 2か月以上にわたって、行政機関より、納入業者指名停止、営業停止等の処分・措置を受けている場合
- v. 2か月以上にわたって、行政機関より、環境に係わる許認可事項が未承認のため操業できない場合
- vi. 2か月以上にわたって、重大な事故等の発生で操業不能の状態となっている場合
- vii. 2か月以上にわたって、行政機関より、事故等のため操業停止命令を受けている場合
- viii. 甲より所定の書面にて一時停止の申し出があった場合
- ix. 環境関連法規の重大な違反があった場合
- x. 審査の申込及び審査の際に提出された書類等に虚偽があった場合
- xi. 実施要領、手続規程及び本契約に違反した場合
- xii. その他、判定委員会が、環境経営システムの運用・維持及び認証・登録の維持に重大な問題があると判断した場合

2. 乙は、甲より書面にて認証・登録の一時停止解除の申し出があった場合は、エコアクション21の維持及び管理の状況を確認の上、判定委員会にて一時停止解除の可否を審議し判定する。一時停止解除に当たり、必要に応じて審査員による特別現地審査を実施する。

3. 乙は、一時停止解除が妥当と判定した場合は、甲に一時停止の解除を通知し、一時回収していた認証・登録証を再交付し、EA21ロゴマークの使用を認めるとともに、認証・登録を再公表する。

4. 特別現地審査の審査費用及び旅費は、甲が審査員の請求により、直接審査員に支払うものとする。

(認証・登録の取消)

第16条 乙は、以下の事項が明らかになった場合、判定委員会の審議の上、甲の認証・登録を取り消し、EA21ロゴマークの使用中止を通知するとともに、認証・登録証と認証・登録パネルの回収及び乙のホームページ等での認証・登録公表の抹消を行う。

- i. 規定した認証・登録一時停止期間内に不適合の是正処置が完了しなかった場合
- ii. 申込事項に虚偽の記載があった場合
- iii. 甲が倒産又は解散もしくは破産整理された場合
- iv. 6か月以上にわたって、行政機関より、納入業者指名停止、営業停止等の処分・措置を受けている場合
- v. 6か月以上にわたって、行政機関より、環境に関わる許認可事項が未認証のため操業できない場合
- vi. 6か月以上にわたって、重大な事故等の発生で操業不能の状態となっている場合
- vii. 6か月以上にわたって、行政機関より、事故等のため操業停止命令を受けている場合
- viii. 環境関連法規の重大な違反の状況が改善されない、あるいは繰り返し発生した場合
- ix. 甲の業務・活動において、認証・登録を行った結果が悪用・誤用され、また、その恐れがある場合及び反社会的行為を行い、又はその恐れがある場合等、認証・登録を維持することが相応しくない場合
- x. 審査の申込及び審査の際に提出された書類等に虚偽があった場合
- xi. 実施要領、手続規程及び本契約に違反した場合
- xii. その他、判定委員会が、環境経営システムの運用・維持及び認証・登録の維持に重大な問題があると判断した場合